

## 青色防犯パトロール講習会を開催

青色防犯パトロールとは…

青色防犯パトロールとは、自動車に青色回転灯を装備して、地域のために自主的に行うパトロールのことをいいます。

一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、警察本部から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯の装備が認められています。ただし、青色防犯パトロール車に「パトロール実施者証」の交付を受けたものが1名以上乗車しなければいけません。

青パトによる防犯活動を行うためには、県警本部が定める講習会を受講する必要があるため、6月19日(土)玉川まちづくりセンターで、草津警察署生活安全課 清水様をお招きし、講習会を実施しました。

この講習会には、学区内の交通安全協会、青少年育成区民会議、町内見守り隊などに所属する9名が参加し、最近の犯罪情勢や青色防犯パトロール実施上の留意事項、地域住民からの急訴事案への対応などについて研修しました。

講習終了後、「パトロール実施者証」が交付されました。

